

地方財政論

第4回

佐藤主光(もとひろ)

通念と可能性

地方財政への通念？

通念(現状)	地方分権後
均衡ある国土の発展	政府間競争
全国一律な公共サービス提供	地域のニーズ(優先順位)に即した 資源配分＝分権化定理
国の許認可(事前の関与)	事後評価に拠る規制 ＝規制改革
国の関与としての政府間補助金	「分権化の失敗」を矯正
国税と一体の地方税制	地方の財政責任を充足＝限界的財政責任
事なかれ主義 中央優越主義	「試行錯誤」を許容 ＝政策実験

分権化定理の留意点

- 地域のニーズに即した公共サービス配分＝地方自治体の「潜在能力」
⇒潜在能力を顕在化させるかどうかは別の問題
- 地方自治体の権限、能力、誘因の区別
- 地域住民と地方自治体間の「プリンシパル・エージェント問題」⇒地域住民の厚生を追求するよう「誘因づけ」が必要≠地方自治体性善説
- 「規律づけ」としての政府間(地域間)競争
- 地域間外部性(スピルオーバー)の存在 ⇒ローカル・オプティマム≠社会的最適(効率・公平)

参考：選択の結果と神の見えざる手

- 個々人は「善意」でもって選択しているわけではない
- ✓「われわれが食事をできるのは、肉屋や酒屋やパン屋の主人が博愛心を発揮するからではなく、自分の利益を追求するからである」(アダムスミス「国富論」)
- ◆個々人は利己的？＝自己利益を追求
- ◆経済活動は個々の選択の積み重ね・・・
- 消費者(家計)＝自らの満足(効用)を満たすように財貨・サービスの消費を選択
- 生産者(企業)＝自身の利益を高めるよう財貨・サービスの生産を選択
- ◆市場の均衡＝需給をバランス⇒「神の見えざる手」＝自然調和
- ✓皆バラバラ勝手に行動＝選択しているのにカオスに陥ることはない・・・

理解のためのキーワード

政府間(地域間)競争	良い競争	切磋琢磨・規律づけ、効率化・自立の促進、政策実験
	悪い競争	レント・シーキング(補助金競争)、「近隣窮乏化政策」、NIMBY
政府間財政移転の役割	財源保障	「ナショナル・ミニマム(スタンダード)」な公共サービス(例:義務教育)提供
	財政調整	地域間(水平的)財政力格差の是正
	外部性(スピルオーバー)の内部化	
地方予算	ハード化	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の「包括化」・「ルール化」 ・「限界的財政責任」
	ソフト化	<ul style="list-style-type: none"> ・事後的補填(救済)・裁量 ・現状追認的費用分担

政府間競争

通念と実際

	通念	実際(?)
地方自治体間 関係	共生・協調 ⇒一致団結して国と 対峙	競合関係(水平的競争)
自治体と住民 の関係	「忠実なる代理人」= 自治体性善説	利害対立 =プリンシパル・エージェント関係 ⇒規律づけが必要

政府間競争

- 「均衡ある発展」から地域間での「知恵と工夫の競争による活性化」へ
- 分権化定理＝地方自治体の「潜在能力」⇒潜在能力(＝地域のニーズに即したサービス提供)を顕在化させるかどうかは別の問題
- 地方自治体は地域住民の充実な代理人というわけではない(≠地方自治体性善説)
- ✓ 地域住民と地方自治体間の「プリンシパル・エージェント問題」(利害対立)
- 住民厚生を増進するよう地方自治体への「誘因づけ」が必要
⇒地方自治体への規律づけとしての政府間(地域間)競争

参考：公共と民間の二分論

	目的	各人の行動原理	他の主体との関係
民間部門	営利＝利潤	自己利益の追求 ＝利潤最大化行動	競争関係 (弱肉強食)
公共部門	非営利⇒社会厚生(公益)?	公益の追求	連帯・共助



- 競争原理は公共部門に馴染まない？
- 経済学は競争原理の言及⇒経済学は公共政策に馴染まない？

良い競争と悪い競争

- 問われるべきは競争原理の有無ではなく、その形態
⇒競争は市場に限った現象ではない

⇔公共部門＝連帯・協調、民間部門＝競争・「弱肉強食」の二元論

	帰結	例
良い競争	付加価値の創造 効率化	市場の企業間競争
悪い競争	ゼロサムゲーム ＝パイの奪い合い	補助金の陳情合戦(レント・シーキング)

二つの地域間競争

- Voice and Exit : 住民(有権者)による地方自治体に対する意見表明
- 「足による投票」(ティブーモデル)
 - ✓ 個人による居住地選択 = 自身の地方公共財・政策への選好に即した地域を選択(ショッピングに類似)
 - ⇒ 地域経済の開放性 = ヒトの自由移動
- 「ヤードスティック競争」(パフォーマンス比較)
 - ✓ 経済環境の類似した他地域の行財政運営の成果との比較に基づいた「手による投票」行動
 - ✓ 業績比較(コンテスト)

規律づけとしての競争

- 競争企業が「利潤最大化」を図るように、競合する地方自治体は自己利益（政治的レント、税収）を追求する主体であり続ける。
⇒競争は政府の「目的」を変える（改心を促す）わけではない
- 自己利益を追求するには、競争企業は低価格で良質なサービスを提供
- 地方自治体も住民に奉仕する（低い税で良質な公共サービスを提供）する必要あり。
⇒「手段」としての地域（住民）厚生 の最大化
- 限られた資源の有効活用の促進＝効率化

政府の目的と手段

	政府の目的	目的を追求するための手段
競争なし	自己利益の追求 例:	市民への搾取的課税・ 特定利益団体との癒着
競争あり	✓リバイアサン仮説 = 税収最大化 ✓政治競争 = 得票率の最大化	市民への奉仕・厚生 の追及



競争の有無で変わるのは目的ではなく手段

政策実験としての競争

- 競争＝現場（自治体）の創意工夫の活用と試行錯誤の許容

⇒ 政策の選別を促進

- ✓ 「公共財」としてのベスト・プラクティス

⇒他の自治体の成功事例にただ乗りする誘因？⇒政策実験の過小供給

- ✓ 集権体制でも過小供給（実験のリスクによる）⇒比較の問題

- 先行自治体優位性

- ✓ 例：産業振興・構造改革特区

- 不作為のコスト⇒住民からのプレッシャー＝パフォーマンス比較

- ✓ 何もしないことにもコストは伴う！

参考：優良事例

自治体名	取組名	取組分野
群馬県	ICTを利用した救急医療の向上	その他
埼玉県	許認可手続のスピードアップ	地方行財政
埼玉県所沢市	財政負担ゼロによる社会資本整備及び行政課題の改善	社会資本整備、 地方行財政、 教育・産業・雇用
千葉県習志野市	老朽化した公共施設の再生とともに周辺の公共施設を集約化	社会資本整備、 地方行財政
東京都足立区	戸籍住民課窓口等業務の外部委託	地方行財政
東京都八王子市	指定管理者制度における選定基準、方法の統一	地方行財政
東京都町田市	自治体 BPR<ほか5自治体との取組>	地方行財政
	行政サービス水準調査<ほか7自治体との取組>	地方行財政
徳島県	人口減少社会に対応した 小中一貫教育「徳島モデル」	教育・産業・雇用
	県営住宅集約化 PFI 事業	社会資本整備
	とくしま“実になる”事業	地方行財政
	歳出の中から歳入を生み出す取組み	地方行財政
長崎県佐世保市	受益者負担の適正化	地方行財政

足による投票

足による投票

- 足による投票＝個人の居住地選択
 - 競争のメカニズムは顧客を巡る企業間競争と同様
 - 個人は自身の選好に最も即した公共サービスを安価に（低い税負担で）提供する地域を選択して居住
- ⇒
- 地方自治体に公共財の質の向上とコスト削減に努めるよう「誘因づけ」
 - 各地方自治体は「比較優位」のある公共サービス（例：教育・福祉）に特化
- ⇒ 効率化と地域の多様性

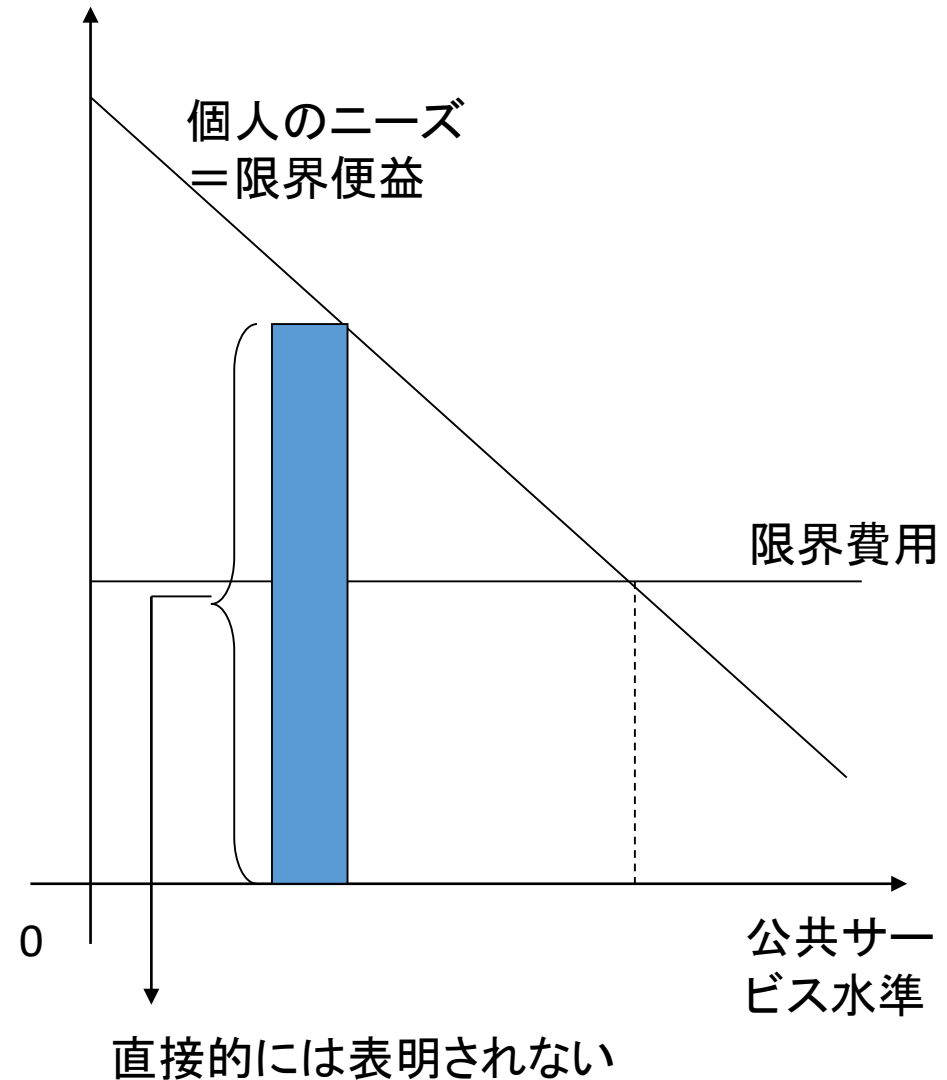
選好の顕示

- 公共財・サービスへの選好顕示メカニズムとしての「足による投票」⇒各人が公共サービスへの選好を自発的に顕示(⇔公共財供給の只乗り問題)

✓ 選好表明は「誘因両立的」

例: 福祉に比して教育サービスの手厚い地域の居住

⇒教育に対して相対的に高いニーズ



情報の非対称性問題

- 公共財の「只乗り」問題、「協調の失敗」
⇒「自発的」供給に起因
- 公共財の公的供給と財源の強制的徴収＝課税
⇒只乗り問題は回避

➤ただし、政府は公共財に係る個人の選好情報を有さない

- 市場経済では、個々人の選好(限界代替率)は市場取引で自発的に表明
⇔公共財の公的供給において選好が予め表明されるシステムはない
- 受益を増やす・税負担を回避すべく、選好を偽って表明する可能性
⇒選好に関する非対称情報が政府の政策を制約

➤メカニズム・デザインの問題

公共財の効率条件＝サミュエルソン条件：

$$\sum_{i=1}^N MB_i = MC$$



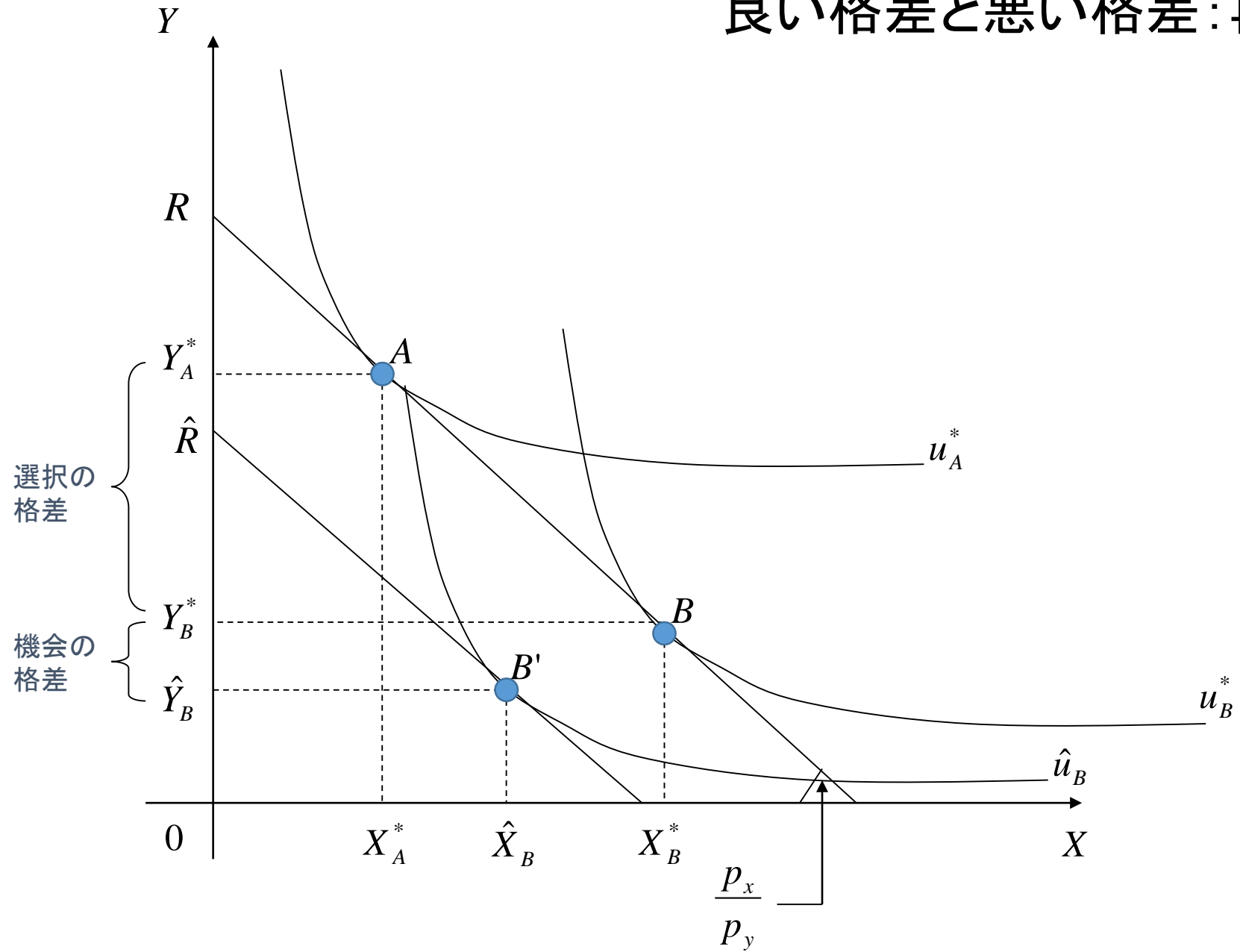
消費者の限界便益
の合計

同質化と格差

- 「足による投票」を通じて、個人は公共財・サービス(の組み合わせ)が自らの選好に最も合致した自治体(地域)を選択・居住
- 各自治体は地域の特性・優位性に合った公共財・サービスの提供に重点化
⇒地域内の同質化と地域間の多様性(格差)
➤異なる格差要因

格差の要因	ポイント	帰結
選好	選択としての格差	地域内資源配分の効率化
所得	地域間で「機会」の格差を創出	地域間所得分配の不公平

良い格差と悪い格差：再論



ダーク・サイド

- 「足による投票」

- － 地域内の同質化(所得・選好)

- － 地域間格差の拡大

- 地域内では独自に再分配の限界(足による投票が地方の再分配機能を制約)

⇒ 地域の階層化

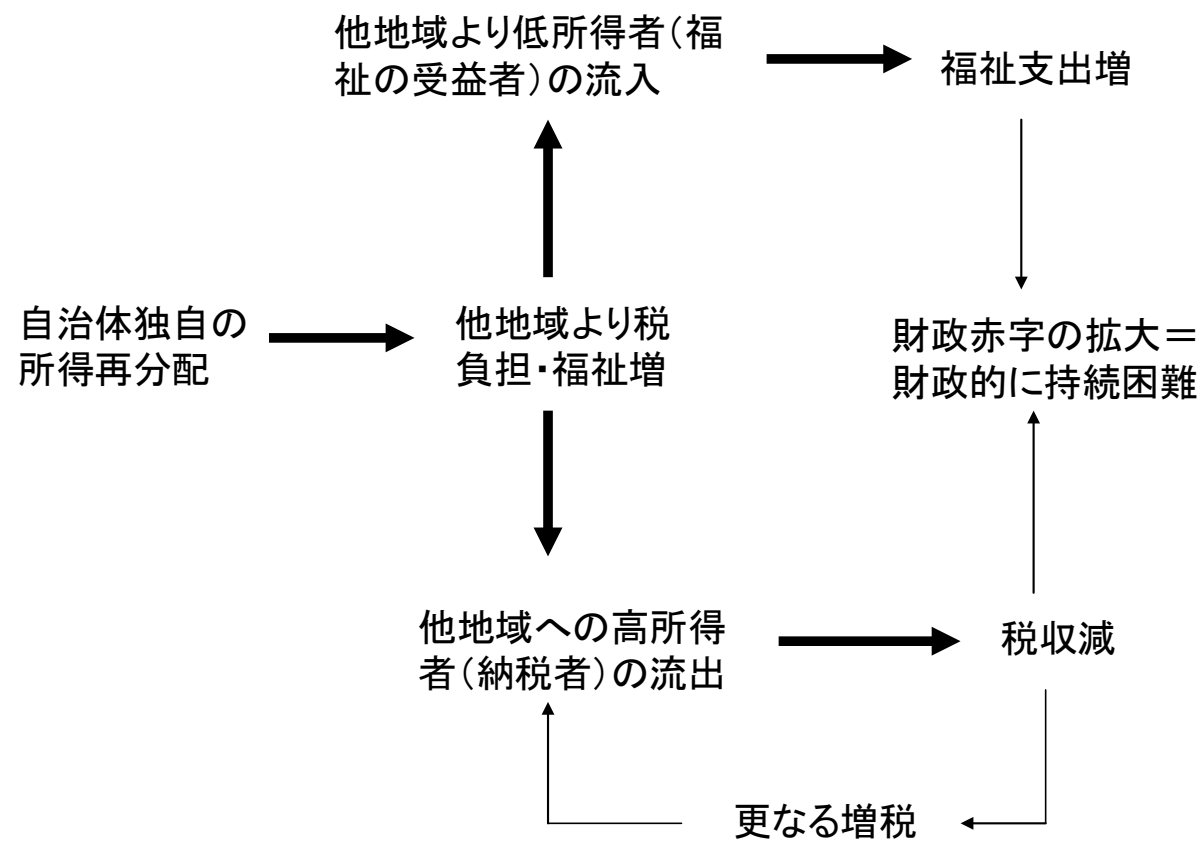
- 都市中心部の貧困化(スラム化)

- 中高所得層は郊外に流出

- ①地域間所得分配の公平と地②域内資源配分(公共財・サービス供給)の効率のトレード・オフ

⇒ 地域間格差の是正は財政移転の役割

再掲：地方独自の所得再分配



ヤードステイック競争

ヤードスティック競争

- 比較を通じた地域間競争(コンテスト競争)の促進

例: 同じ業種の企業間の利益率(ROEなど)の比較

- 他地域の行財政運営を比較し自地域のパフォーマンスを評価＝公共サービス供給が割高、質の低い首長を排除(再選しない)

⇒非効率な政策の排除

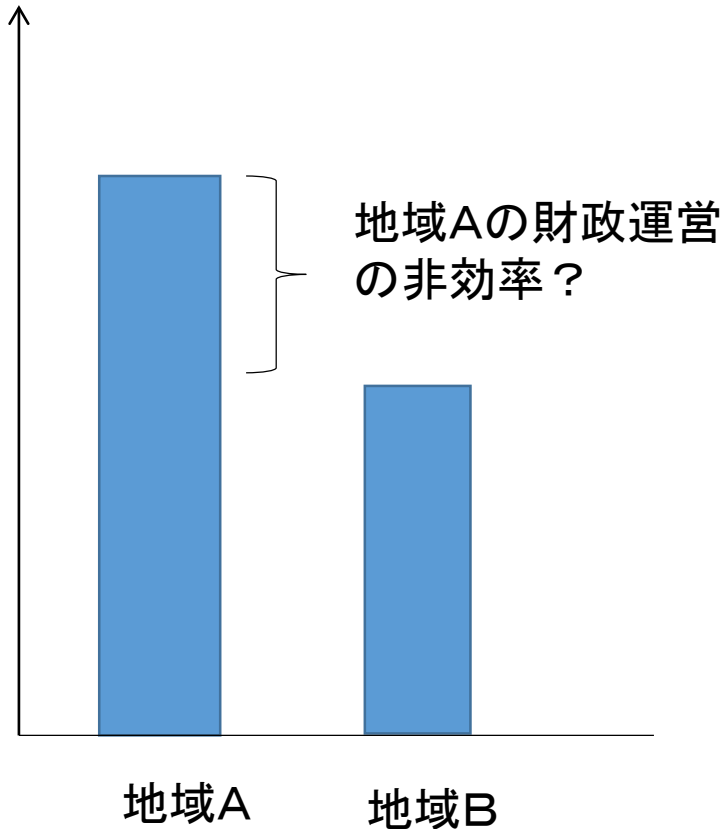
- 「手による投票」を行使する際の情報提供

- 地方自治体＝比較対象あり

- 分権化とパフォーマンス比較⇒政策実験の促進と失敗した政策の矯正

パフォーマンス比較

コスト・成果



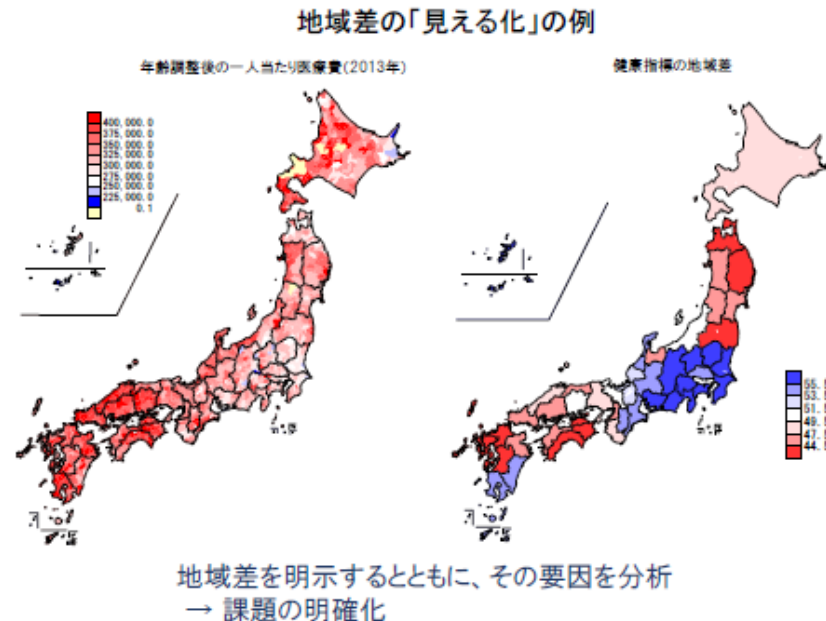
- 自治体間のコスト・サービス水準の違いの見える化
- ◆ 公共サービス水準が同じでも、コストに相違⇒相対的にコストの高い地域は「非効率」?
- ✓ 業務改革(民間委託等)の必要性
- ◆ サービス水準の代理変数
- ✓ 教育=学力テスト・いじめ件数等
- 財政運営に無駄のあるとの情報⇒効率化への圧力
- 留意: 経済環境の近い地域間=類似団体間での比較が有効

都道府県類型区分一覧

グループ	財政力指数	団体名	団体数
	(平成19年度～平成21年度)		
I	0.500以上～1.000未満	神奈川県、大阪府、千葉県、埼玉県、静岡県、茨城県、栃木県、京都府、兵庫県、福岡県、広島県、滋賀県、三重県、群馬県、岐阜県、岡山県、宮城県	17
II	0.400以上～0.500未満	石川県、香川県、長野県、富山県、山口県、福島県、奈良県、山梨県、福井県、新潟県、愛媛県	11
III	0.300以上～0.400未満	北海道、熊本県、大分県、和歌山県、佐賀県、山形県、青森県、徳島県、岩手県、宮崎県、鹿児島県	11
IV	0.300未満	長崎県、沖縄県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県	6

「見える化」による行動変容の促進

- ・「見える化」＝地域の様々な指標についてデータを集約・分析し、地域間での比較ができるよう、分かりやすく利用しやすい形で公開する。
- ・一体改革の取組においては「**改革の原動力**」として重要な位置付け。
- ・これまでは表に出なかった自治体のデータを用いて「見える化」を行い、**課題認識の共有**と、**国民の行動変容**を促進する。



経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定) p29

「見える化」を比較可能なものにする等を通じ、経済・財政や暮らしに係る地域差の要因分析と解決策の検討を促進し、関係者間での課題認識の共有と行動の変容につなげるとともに、先進・優良事例の全国展開の促進やワイズ・スペンディングの徹底、構造改革に向けたインセンティブ強化の基盤とする。

経済・財政再生アクションプログラム2016(平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定) p1-2

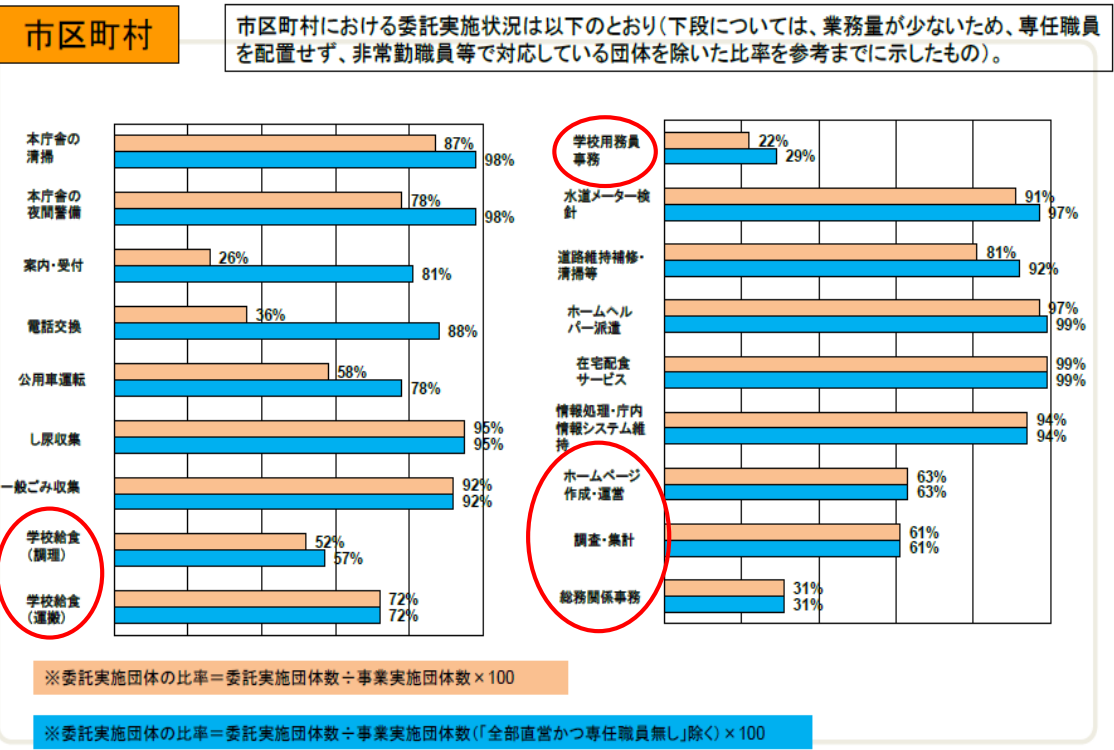
「見える化」の徹底・拡大を通じ、「ワイズ・スペンディング」を促すことで経済・財政双方の一体的な再生を図ることが本プログラムの基本的な考え方である。(中略)今後も、改革の原動力として、一層の「見える化」の推進を図る必要がある。

公共サービス・イノベーションの取組・課題

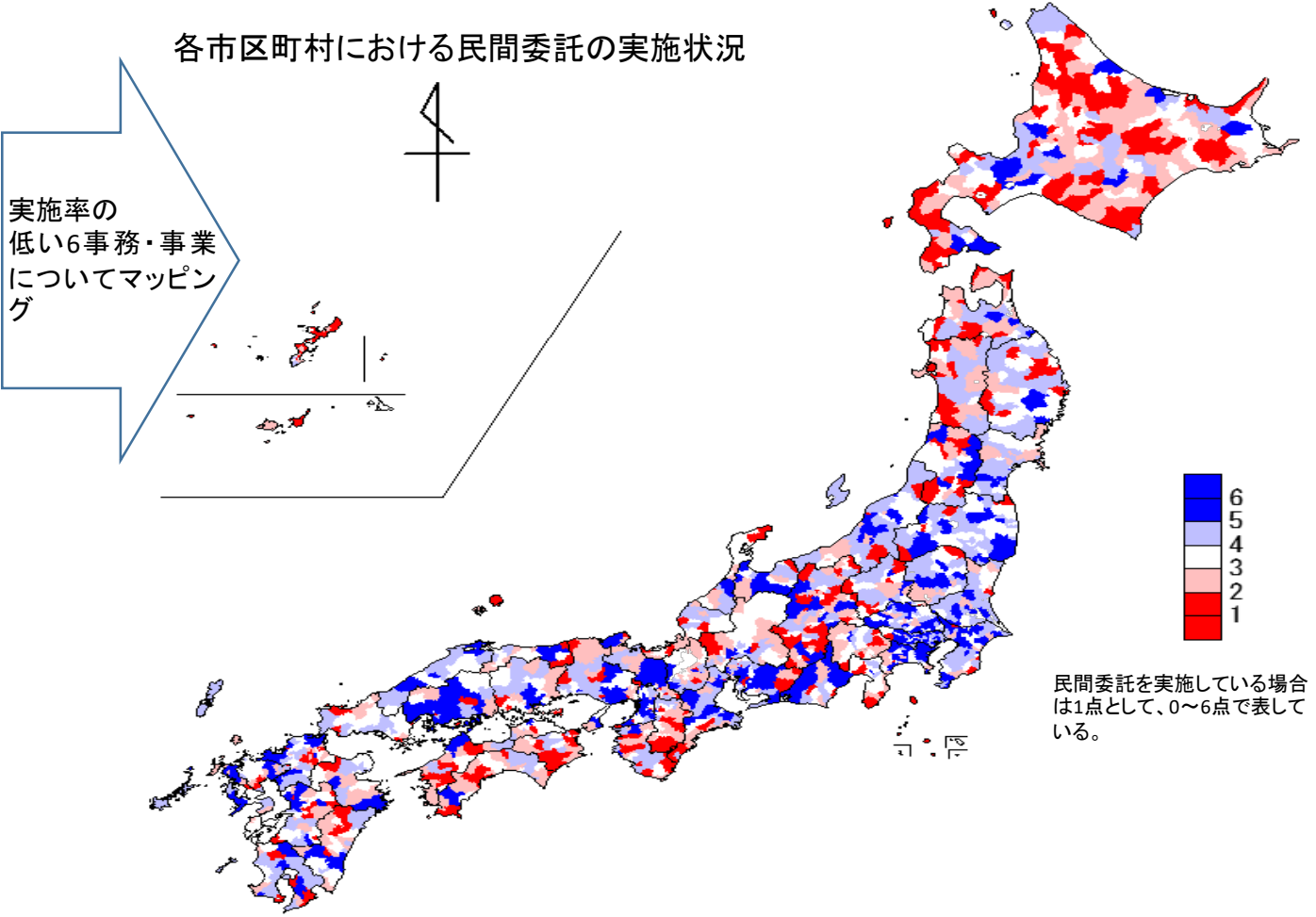
民間委託(事務事業)の実施状況

- 民間委託が可能と考えられる事務・事業のうち、委託実施率が低位にとどまっているものが複数存在。
- 委託実施率については、自治体間で大きなばらつきが認められる。委託実施率の低い6項目について、「見える化」や要因分析が必要。

民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率)

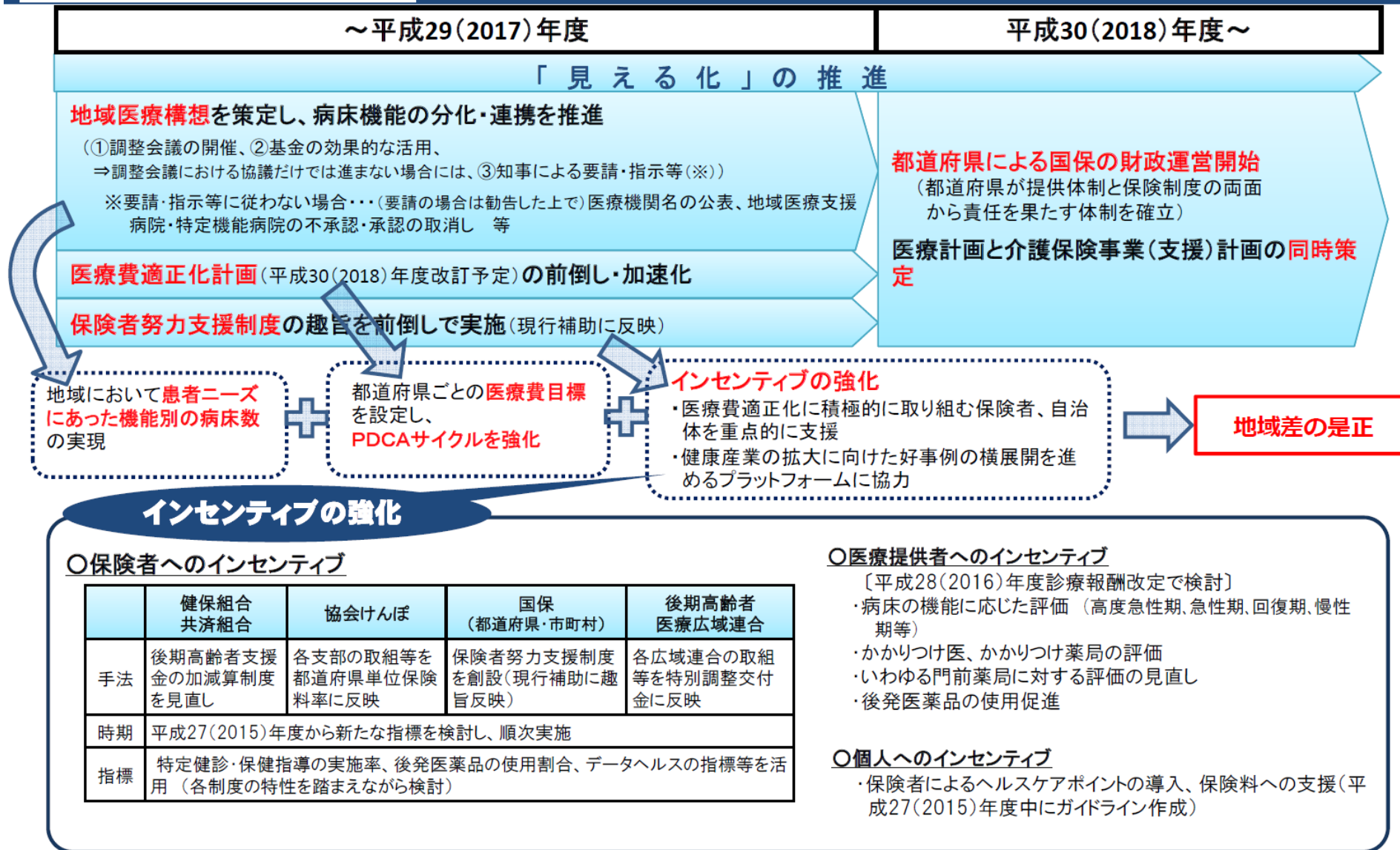


各市区町村における民間委託の実施状況



(備考) 総務省: 地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査(平成27年3月31日公表) <<http://www.soumu.go.jp/iken/83106.html>>の個票を基に作成。

「見える化」と地域差の是正②



政策実験としての政府間競争

- 異なった地方自治体が公共サービス(例:教育・医療)の質の向上、コストの適正化に向けて様々な試みを行う
⇒「政策実験」(試行錯誤)が可能
- 例: 民間委託、市場化テスト、業績評価、競争促進・誘因づけ等
⇒政策実験を通じて適正なサービス提供体制を「発見」
- 住民は同様の公共サービス供給の自治体間の成果(質・コスト)の比較によって居住地域の政策実験の成否を判断
⇒政策の選別・淘汰が促進
- 集権的に行う場合、比較対象がないため、失敗した政策が淘汰されにくい。(例:「ゆとり教育」?)

情報と競争

- 住民・有権者は正しい情報の下でのみ正しい選択（足による投票、手による投票の行使）ができる。

□競争が成立するための必要条件としての「完全情報」

- 情報の非対称性が競争原理が機能しない理由としてしばしば挙げられる（例：逆選抜、モラルハザード）

⇒しかし、情報構造は「外生的」ではない。

- 競争原理を機能させるための情報開示。
- 開示される情報は正しいだけでなく、迅速（古い情報は役に立たない）、かつ（素人である）住民にとって分かり易くなければならない。

政府間競争の帰結

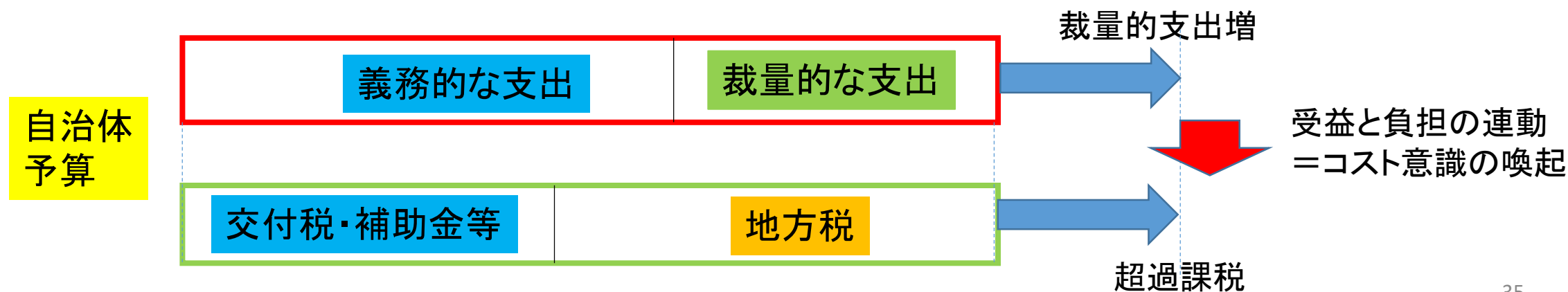
	足による投票	ヤードスティック競争
自治体の目的関 (誘因)	自己利益の追求 －首長の再選 －税収の最大化	
地域住民の選択	居住地選択	近隣(類似)自治体とのパ フォーマンス比較
市場における競 争との類似性	顧客を巡る競争	コンテスト(業績比較)
地域住民	顧客(消費者)	株主(所有者)
帰結	住民＝顧客を巡る競合 得意分野への特化(比較優 位を活かす)	近隣自治体よりも高いパ フォーマンスの示すよう誘因 づけ
競争の範囲	同じ通勤・通学圏の自治体 間(例: 郊外自治体)	経済・社会環境の類似した 自治体間

競争の前提条件

前提条件		条件が満たされないときの帰結
完全情報	比較対象となる自治体が提供する公共サービス水準(質)、租税負担等について情報開示	非対称情報問題 競争が機能しない
住民の財政責任	公共サービスは住民が応益(受益者)負担 ⇒ 限界的財政責任	コスト意識の欠如 政策の優先順位づけができない

参考：地方の財政責任：

- 地方の財政責任とは？
 - 自治体が決めた支出の負担は「地域の会員」(住民・企業)で負う
 - ✓ 住民に高い受益と高い負担、低い受益と低い負担の選択肢⇒自治体の財政を「自分事」に
 - ✓ 全体的財政責任ではない・・・⇒国の決めた義務的支出・ナショナルミニマムは国が財源保障(補助金でファイナンス)
- 地方分権≠補助金カット



実証研究

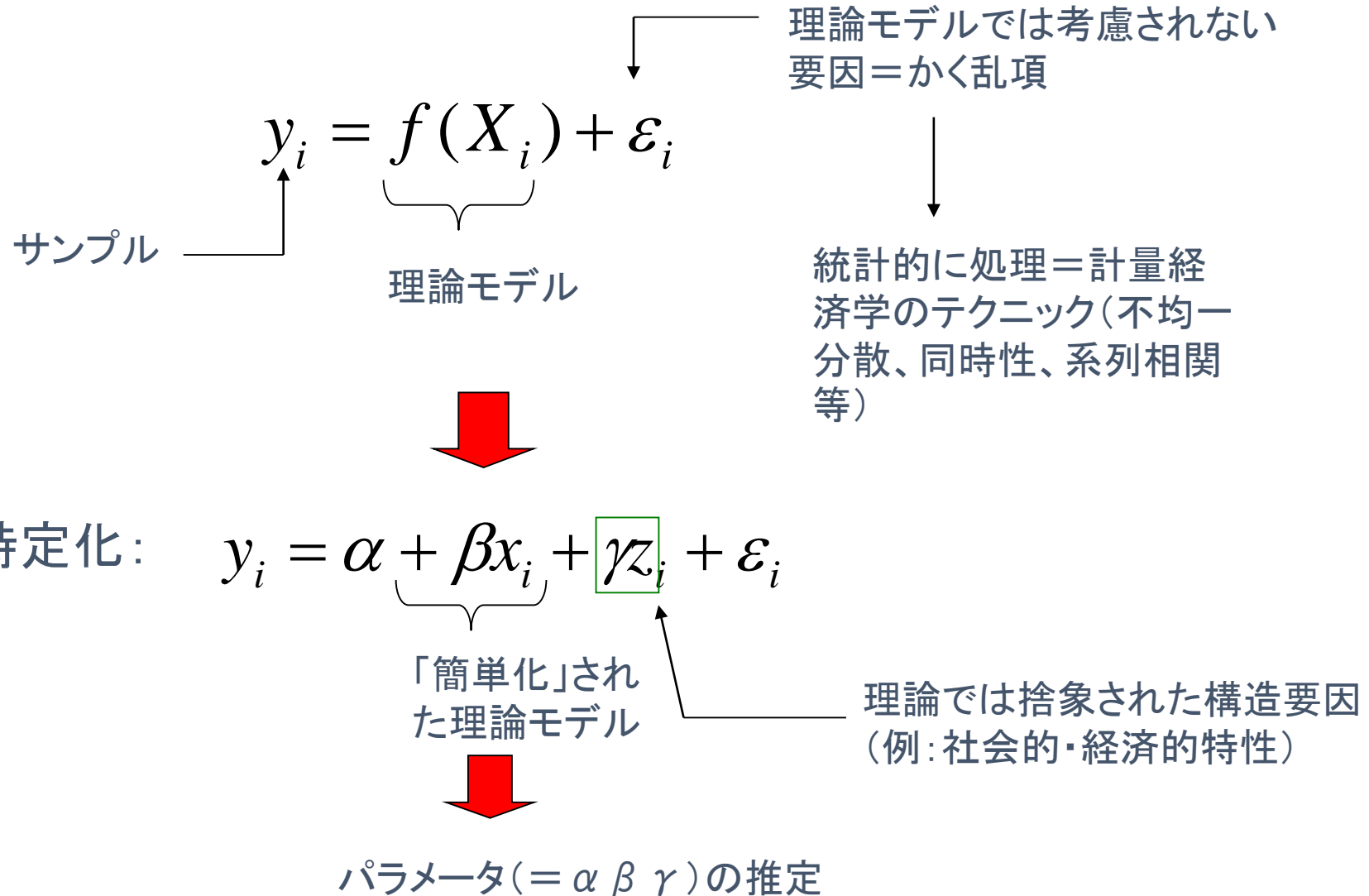
理論と実証(その1)

- 理論＝仮説(例:格差是正は経済成長を促進)を設定⇒実証(＝計量経済学)でもって仮説が正しいかどうか検証
 - 回帰式の推計と仮説検定
- 実証＝経済の実態を明示(例:グローバル化と経済格差の拡がり)⇒理論モデルで説明
- 経済学では理論と実証のキャッチボール(相互作用)が一般的
 - ✓ 理論と実証は選択するものではなく、両方学ぶべきもの...
 - 実証＝エビデンス、理論＝ロジック

理論と実証(その2)

- 理論＝特定の要因(例:減税が労働供給に及ぼす影響)に着目するため、直接関連のない他の要因(例:社会構造要因、経済発展度、司法制度など)を「簡単化のため捨象」
 - ⇒現実のデータには捨象された要因を含む
 - ⇒実証では(理論的仮説とは直接関係ない)捨象された要因を「コントロール」
- ✓コントロール変数の選択が重要！⇒十分にコントロールし切れない部分がかく乱項に反映される..
- 現実のデータ≠理論的変数
 - 例:理論上の労働(＝勤労の努力)≠観察される労働供給(＝労働時間、就労の有無など)

理論と実証(その3)



地域間競争の実証研究

モデル	理論的仮説	検証
足による投票	・ニーズに即した地域選択 ⇒地域住民の同質化・資本化	ニーズは直接的には測れない ⇒ ✓所得に置き換えて同質化を検証 ✓地方税・公共サービスに土地・住宅価格が依存
ヤードスティック競争	近隣地域の財政パフォーマンスを参照した投票行動	現役首長に落選・再選確率が近隣地域の財政状況に依存

足による投票の実証：資本化

- 足による投票の「実証」＝資本化
- 地方公共サービスからの受益、地方税の負担が土地・住宅の価格に反映
 - 土地・住宅価格
 - ＝F(受益、税負担、環境要因)
 - ＝定数項＋ α * 公共サービス＋ β * 地方税負担＋ γ * 環境要因＋かく乱項
- ✓ 土地・住宅への課税⇒間接的に受益への課税⇒応益原則
- ポイント：「足による投票」＝住民移動に伴う土地・住宅需要の変化

地域内住宅市場

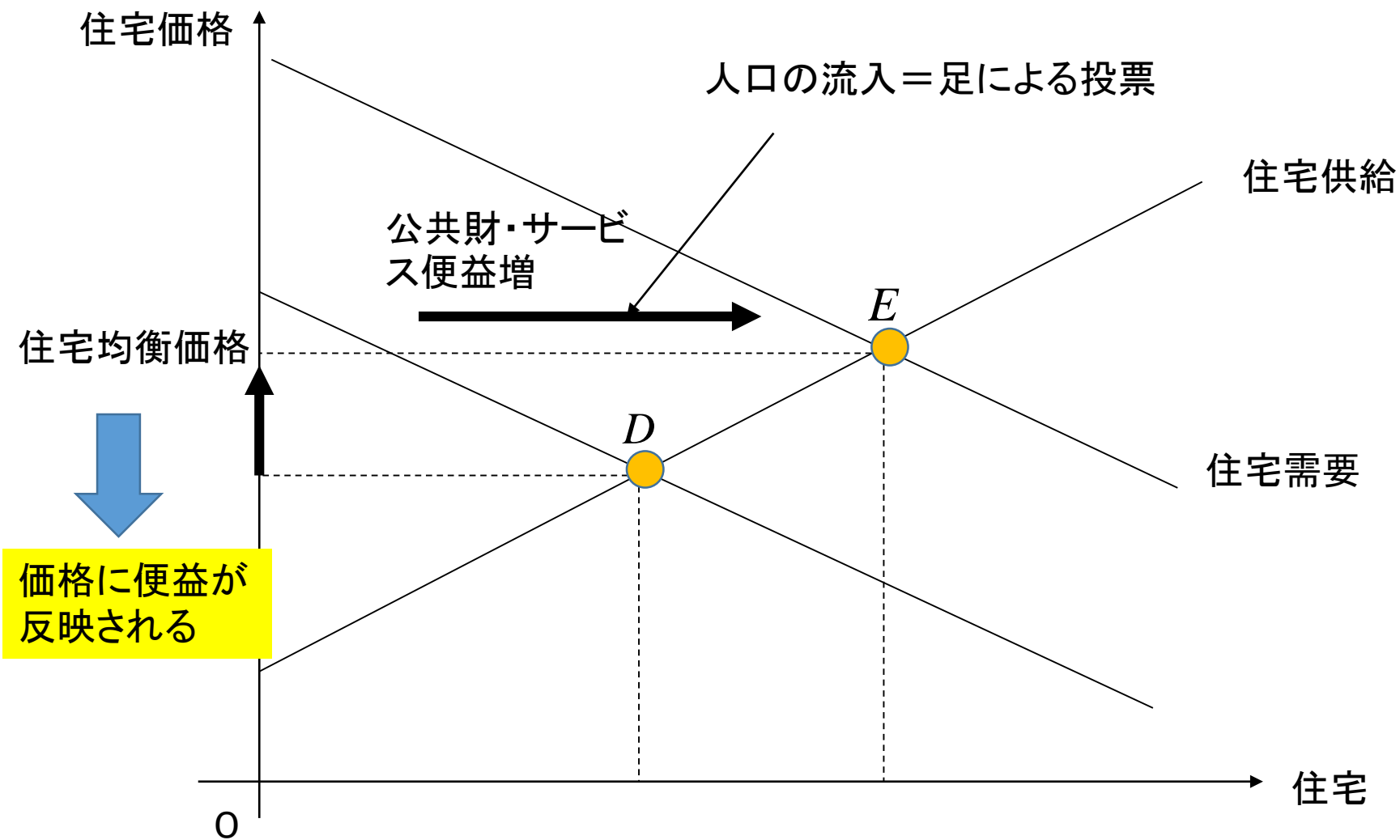


表6-2 地価関数の推定結果(B・基本推定 目的別歳出)

被説明変数:地価(住宅地平均・対数値)		推定方法:最小二乗法			
年度	1985年度	1990年度	1995年度	2000年度	
C	7.455 **	7.327 **	7.537 **	6.552 **	
定数項	(10.679)	(9.245)	(12.225)	(9.967)	
ln(GCEW)	0.362 **	0.447 **	0.431 **	0.390 **	
土木費	(11.926)	(12.857)	(14.802)	(14.927)	
ln(GEDU)	0.129 **	0.138 **	0.150 **	0.234 **	
教育費	(3.823)	(3.746)	(4.527)	(6.514)	
ln(GWEL)	-0.172 *	-0.243 **	-0.129 *	-0.113 †	
民生費	(-2.502)	(-3.115)	(-2.131)	(-1.702)	
ln(GSAN)	0.001	0.089	0.026	0.022	
衛生費	(0.031)	(1.583)	(0.629)	(0.471)	
PTR	1.641 **	-2.959 **	-1.176 **	-0.613 *	
固定資産実効税率	(-5.213)	(-9.650)	(-3.976)	(-2.363)	
DEBR	-0.070 **	-0.123 **	-0.114 **	-0.080 **	
地方債比率	(-2.743)	(-5.315)	(-6.980)	(-8.533)	
ln(INC)	0.193 **	0.214 **	0.176 **	0.255 **	
課税対象所得	(4.540)	(4.786)	(4.689)	(6.630)	
HOWNR	0.192	0.045	-0.086	-0.254	
持ち家比率	(0.775)	(0.194)	(-0.474)	(-1.336)	
IAR	-0.446 **	-0.679 **	-0.564 **	-0.505 **	
可住地面積比率	(-4.711)	(-6.397)	(-6.346)	(-5.954)	
標本数	624	646	660	665	
\bar{R}^2	0.687	0.798	0.798	0.772	

注1:()内はWhiteの一致性のある標準偏差を用いて計算したt値。

注2:係数の** は1%有意水準で有意、*は5%水準で有意、†は10%水準で有意であることを示す

教育サービスは
住宅地価格に
プラスの影響

TABLE 3—ESTIMATION OF INCUMBENT DEFEAT BASED ON LINEAR PROBABILITY MODELS
 USING TAXSIM DATA ON CHANGES IN INCOME-TAX LIABILITY 1977-1988
 (DEPENDENT VARIABLE: GOVERNOR DEFEATED OR RETIRED)

米国州知
事選挙

Variable	Income = \$40,000				Income = \$100,000			
	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(vi)	(vii)	(viii)
Own tax change	0.0004 (1.44)				0.0001 (1.84)			
Own tax change (IV) ^a		0.0022 (1.56)				0.0006 (1.67)		
Own tax change (2SLS) ^b			0.0015 (1.57)				0.0005 (1.80)	
Neighbors' tax change	-0.0012 (1.94)	-0.0014 (1.80)	-0.0013 (1.94)		-0.0005 (2.85)	-0.0007 (2.71)	-0.0007 (2.82)	
Unanticipated own tax change ^c				0.0004 (1.35)				0.0001 (1.58)
Unanticipated neighbors' tax change ^d				-0.0008 (1.43)				-0.0004 (2.31)

ヤードスティック競争

注: その他、経済要因等を説明する変数の効果は略

Notes: Numbers in parentheses are *t* statistics. "Retired" governors are those eligible for reelection who choose not to run and do not run for Congress. "Unanticipated" tax change is the difference between the actual tax change and that predicted by an ordinary least-squares regression that includes changes in state income per capita, unemployment, proportion elderly, and proportion young as explanatory variables.

^aInstruments = year indicators.

^bInstruments = year indicators and changes in the proportions of elderly and young.

^c $\Delta\tau_i - E(\Delta\tau_i | \mathbf{x}_i, \mathbf{z}_i, \mathbf{Y})$.

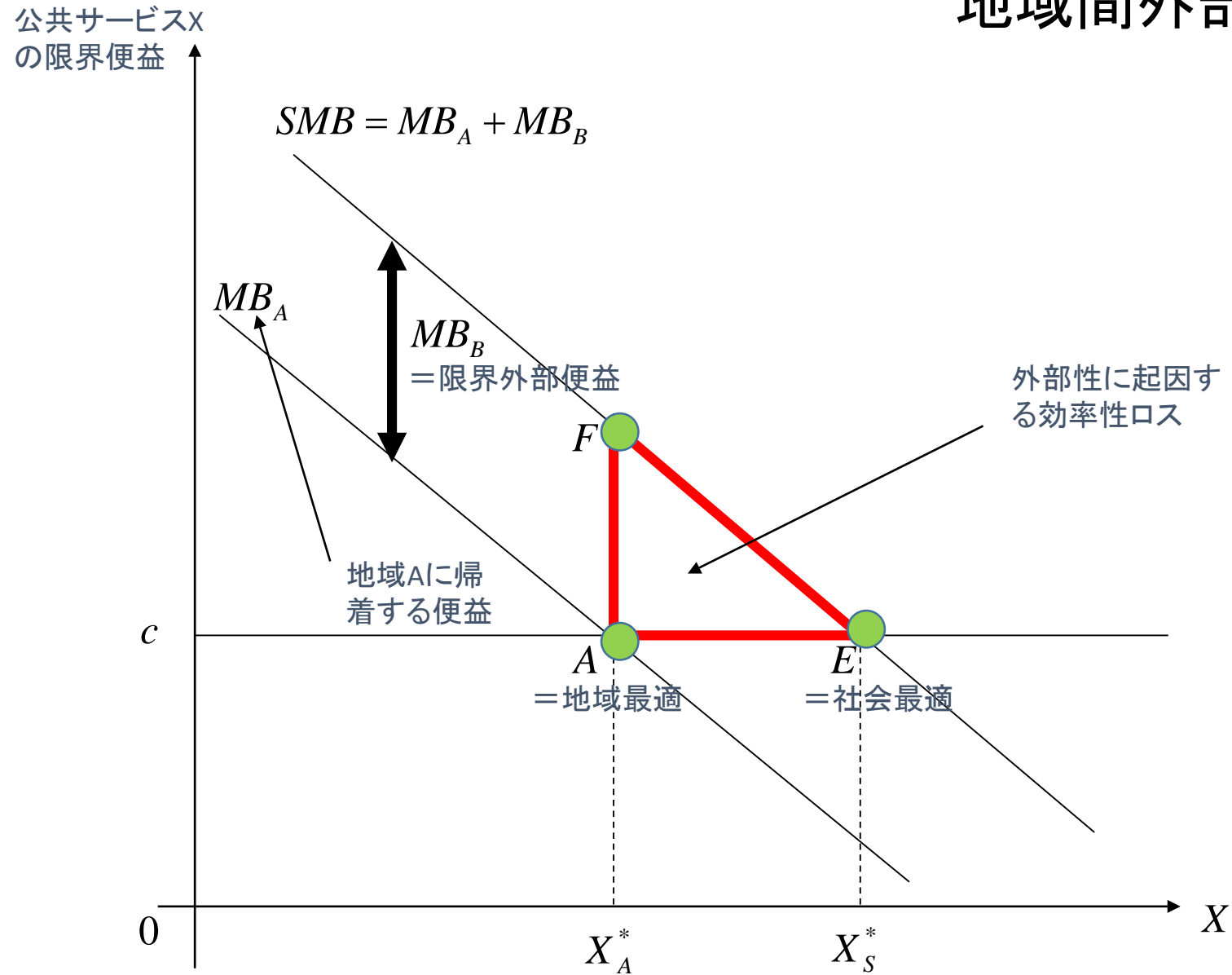
^d $\Delta\tau_{-i} - E(\Delta\tau_{-i} | \mathbf{x}_{-i}, \mathbf{z}_{-i}, \mathbf{Y})$.

外部性と地方分権の失敗(?)

政府間競争と外部効果

- 「規律づけ」としての政府間(地域間)競争(「足による投票」・「ヤードスティック競争」)
⇒地方自治体に対して「住民」に奉仕する(住民厚生を最大化する)よう誘因づけ
- ただし、地方自治体が奉仕の対象とするのは「住民」(居住者)であって、「非居住者」ではない。
⇒地方独自の公共政策・租税政策(課税自主権の行使)が及ぼす「外部効果」は自律的には内部化されない。
- 地域厚生追求 ≠ 社会厚生(効率・公平)追求
- 「協調の失敗」(囚人のジレンマ) ⇒ 租税競争モデル

地域間外部性



参考：外部性とは？

- 外部性＝家計・企業の選択（消費・生産）が取引に関わらない「第三者」の厚生・利得に直接的に影響
- 例：公害、環境破壊、予防注射、研究開発
- 留意：第三者が他人とは限らない⇒「自身」に跳ね返ってくる外部性＝地球温暖化問題

	第三者への影響	例
外部経済・外部便益	プラス	予防注射、研究開発
外部不経済・外部費用	マイナス	公害・環境破壊

「地方分権の失敗」

- 「地方分権の失敗」としての効率性と公平性のロス
- 非効率性:
 - [1] 公共財・サービス便益の範囲と行政区域の不一
⇒地域間スピルオーバー(例:感染症予防、環境政策等)
 - [2] 「近隣窮乏化政策」・「パイの奪い合い」(例:企業の誘致合戦)
 - [3] 負担の非居住者(企業を含む)への転嫁(例:租税輸出・NIMBY)
- 不公平:
 - 地域間財政力格差に起因する「財政的不公平」(水平的不公平)

参考：災害瓦礫とNIMBY

- 東日本大震災(2011年3月11日)において被災地において大量の災害瓦礫が発生

⇒被災地外で処理の必要性

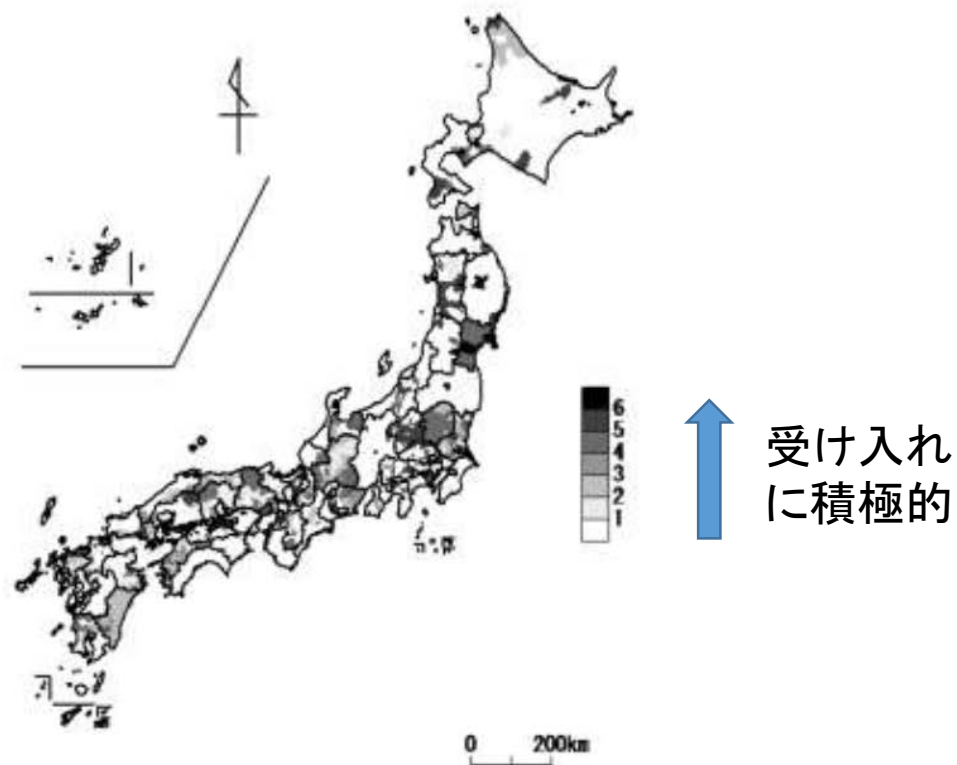
- 風評被害＝福島第一原発の事故の影響で岩手・宮城の瓦礫が放射能汚染されているとの懸念

⇒多くの自治体が住民の反対運動などで受け入れ「拒否」

- 近隣の自治体の動向に受け入れの決定が影響＝ヤードスティック

➤ Miyazaki=Sato (2015)

Fig. 5.1. Stance on disposal.



政府間競争の良し悪し

	帰結	例
良い競争	規律づけ 切磋琢磨 「アイデア合戦」 ⇒効率化	足による投票 ヤードスティック競争
悪い競争	ゼロサムゲーム 近隣窮乏化政策	企業の誘致合戦 補助金の奪い合い

留意点

- 市場の失敗が市場経済を否定しないように「地方分権の失敗」は分権化を否定しない。
⇒分権化の失敗は集権化の成功を意味しない。
- 失敗の種類・程度は地方分権のデザインに依存
⇒「機能配分論」に即しているか否か
- 受益の範囲に応じた行政区規模
⇒自治体の最適規模
- 分権化の失敗を是正するための国の「矯正政策」が求められる。
⇒政府間財政移転の「規範的」役割

参考：財政移転の「機能」

- 地方分権は財政移転の量的縮小よりも「質的」転換を要請⇒「地方分権の失敗」を強制するための財政移転（補助金）

財政制度	政府間財政移転の機能
集権体制	国の決定した政策実行のための財源確保＝財源保障
分権体制	地方の主体的政策決定が前提 「地方分権の失敗」の矯正（≈「市場の失敗」の矯正）